

○厚生労働省告示第二百七十号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第六十条の二第四項の規定に基づき、厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法（平成十六年厚生労働省告示第三百五十九号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年六月二十九日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、第一号中「老齢年金給付又は」の下に「法第六十一条第二項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号。以下「平成十六年改正法」という。）第九条の規定による改正前の」を加え、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）」を「平成十六年改正法」に改める。